

## 浄化槽設置整備費補助金に係る提出書類及び添付書類

### 1. 補助金交付申請

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②浄化槽設置届出書又は浄化槽仕様書の写し
- ③建築確認済証（浄化槽仕様書の場合）
- ④設置場所の案内図及び配管図
- ⑤住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑥浄化槽工事業者のかし担保に関する誓約書（注1）
- ⑦浄化槽認定シート
- ⑧登録証の写し
- ⑨登録浄化槽管理表（C票）
- ⑩浄化槽工事請負契約書の写し
- ⑪保証登録証
- ⑫浄化槽設備士免状の写し（注2）
- ⑬浄化槽工事見積書
- ⑭浄化槽カタログ（ブロワーの消費電力が分かるもの）
- ⑮エコ補助金申請確認書（浄化槽エコ補助金が該当する場合）

### 2. 実績報告

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し（注3）
- ③浄化槽清掃業者との委託契約書の写し（注3）
- ④浄化槽検査申込書の写し（浄化槽法第7条検査）
- ⑤工事写真（注4）【転換を伴う場合は、転換状況を示す工事写真を含む】（注5）
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し（単独浄化槽からの転換のみ）
- ⑦浄化槽工事チェックリスト
- ⑧単独浄化槽等を撤去する場合、産業廃棄物処理委託契約書又はマニフェスト伝票の写し（注6）
- ⑨領収書の写し

### 3. 補助金交付請求

- ①補助金交付請求書（様式第7号）

- 注1 浄化槽工事請負契約書の写しにかし担保条項がある場合は不要
- 注2 交付日が昭和62年度以前の者は浄化槽設備士の免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- 注3 補助対象者が②又は③の契約書中で浄化槽法第11条検査を委託していること
- 注4 別紙資料のとおりとする
- 注5 転換に係る工事写真は、下記のとおりとする
1. 単独浄化槽を撤去する場合にあたっては、既設単独浄化槽等の埋設状況、撤去後の状況、撤去物を積載した運搬車両（登録ナンバー、産業廃棄物収集運搬業者の会社名、許可番号等の車体表示）を確認できるものとする
  2. 雨水貯留槽等に転換する場合にあたっては、単独浄化槽の埋設状況及び改造後の状況を確認できるものとする
- 注6 産業廃棄物処理委託契約書、マニフェスト伝票とは下記のとおりとする
1. 産業廃棄物処理委託契約書（各都道府県が発行する許可証の写しを添付）とは、許可の内容（有効期限、廃棄物の種類、収集運搬業者にあたっては積み込み及び処分場所在地の都道府県知事発行）を確認できるものとする
  2. マニフェスト伝票とは、B2（A票以外なら他の帳票で可）の写しにより、処分担当者の氏名及び受領年月、その他の内容（排出者、排出場所、廃棄物の種類、数量、運搬受託者、運搬担当者氏名及び運搬終了年月日等）を確認できるものとする